○再試験の実施要領の制定について

○ 令和7年4月30日○ 例規甲(免講)第18号

再試験の実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第100条の2の規定に基づく基準該当初心運転者に対する再試験の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 再試験の内容等

学科再試験及び技能再試験については、別に定める要領に準じて行うものとする。

第3 再試験対象者の把握

法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者の再試験の対象者は、警察共通基盤システムからの通報に基づき把握し、再試験通知者リスト(第1号様式)を作成の上、管理するものとする。

第4 再試験の通知等

- 1 再試験通知書の記載要領等
 - (1) 再試験通知書は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第28条の3第1項に規定する再試験通知書を配達証明郵便等に付して行うものとするが、当該様式中の「再試験を行う理由」欄の記載要領は次によるものとする。
 - ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)第3 6条の基準による再試験通知の場合

違反事項(○年○月○日)により免許取得後の合計点数が○点に達したため(政令第36条)

- イ 政令第37条の3の基準による再試験通知の場合
 - 違反事項(○年○月○日)により初心運転者講習後の合計点数が○点に達した ため(政令第37条の3)
- (2) 規則第28条の5の規定による試験移送通知書の「再試験を行う理由」欄の記載についても(1)と同様とする。
- 2 試験移送通知書の送付

試験移送通知書の送付については、原則として書留郵便により行うものとする。

なお、試験移送通知書を送付する時点において、既に基準該当初心運転者に対し再 試験に係る通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄に「○年○月○日再試 験通知書発送済」と記載するものとする。

3 再試験通知書の直接交付

再試験通知書を基準該当初心運転者に直接交付した場合は、再試験通知書受領書 (第2号様式)を当該運転者から徴するものとする。

4 再試験通知の取消し

再試験の通知を行った後、その者が法第100条の2第1項第3号又は第4号のいずれかに該当することとなった場合は、その者に対し再試験通知を取り消す旨の通知を再試験通知取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

5 再試験通知書への添付書類

再試験通知書には、再試験受験上の注意事項(別紙1)を添付し、手続上のトラブル防止に努めるものとする。

第5 再試験受験申込書の受理等

1 申込書の受付

規則第28条の4第1項に規定する再試験受験申込書の受付は、交通部運転免許課 (以下「運転免許課」という。)において受理するものとする。

なお、運転免許の効力が停止されている者が、再試験の受験申出を行った場合については、運転免許の効力が停止されている期間中は受験できない旨を教示するものとする。

2 一般受験者との区別

従来からの運転免許試験及び再試験の申請受理に当たっては、受験者が誤った試験を受験しないように、窓口等での確認、教示等を徹底し、無用の混乱が生じないよう配意するものとする。

3 記載内容等の確認

再試験受験申込書の受理に当たっては、再試験通知書、運転免許証等の記載内容、 額写真等を確認し、不正受験の防止に努めるものとする。

4 「やむを得ない理由」のあることを証するに足る書類

再試験の通知を受けた者で、政令第37条の4に規定する「やむを得ない理由」の あるものについては、これを証明する書類を添付しなければならないが、その代表的 な書類としては、次のようなものが挙げられる。

- ア パスポートの写し(海外旅行の場合)
- イ 医師の診断書(病気又は負傷の場合)
- ウ 刑事施設に収容されていることの証明(法令の規定による身体の自由を拘束されている場合)
- エ 地方自治体の発行する災害証明
- オ 運転免許停止処分書の写し
- カ 聴聞通知書

第6 再試験の実施

1 再試験の実施等

再試験は、現行の運転免許試験に準じて行うこととされているが、一般的に多くの受験者を取り扱うこととなるため、事務の遂行上、試験の日時及び場所を指定するものとする。この場合、受験指定日までの期間は、政令第37条の4第7号に規定する「事情」が存したものとして試験を受けることができない。

なお、受験指定日に受験できない旨の申出があった場合には、自動車等運転免許試験日の告示に基づいて、受験期間内の再試験日を教示するものとする。ただし、学科再試験及び技能再試験は、天候の激変、受験者の急病等真にやむを得ない場合を除き、同一日に実施するものとする。

2 再試験の順序

再試験の順序については、現行の運転免許試験に準じて学科再試験を先に実施し、 学科再試験合格者に対してのみ技能再試験を実施するものとする。

3 学科再試験の実施

学科再試験については、現行の運転免許試験に準じて行うこととするが、受験票、 受験番号、答案(解答)用紙、机の配置等により、他の受験者と区別できるよう配意 するものとする。

4 学科再試験の採点及び合否

学科再試験における採点及び合格発表については、他の受験者と区別できるよう配意するものとする。

5 技能再試験の実施

準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る技能再試験は、学科再試験の合格者に対して行うこととなるが、運用上次のとおりとする。

ア 試験車両

技能再試験において使用する試験車両の基準は、警察庁の示す試験車両基準を準用するものとするが、運転することができる中型自動車が車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限られている中型自動車免許又は運転することができる準中型自動車が車両総重量5,000キログラム未満、最大積載量3,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の準中型自動車に限られている準中型自動車免許を受けている者に対する技能再試験において使用する車両は、いずれも普通自動車免許に係る技能再試験の試験車両を用いるものとする。

イ 身体障害者の取扱い

身体の障害等の理由で車両の改造がなされ、その改造に係る免許条件を付されて

いる免許を有する者に対する技能再試験については、原則として受験者の持込車両によって行うものとする。

第7 再試験合格者に対する措置

再試験合格者に対しては、再試験合格通知書(第4号様式)を交付するとともに、速 やかに警察共通基盤システムに合格登録を行うものとする。

第8 再試験不合格者に対する措置

1 運転免許証の返納及び免許情報記録の抹消

再試験不合格者に対しては、不合格の旨を告知するとともに、規則第30条の4に 規定する運転免許取消処分書を交付し、運転免許証を有する者にあっては別に定める 運転免許証返納届を、免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。) を有する者にあっては別に定める免許情報記録抹消届を提出させ、速やかに警察共通 基盤システムに取消登録を行うものとする。この場合において、再試験不合格となっ た後、逃走等の理由により即時に処分の執行を行えなかった者は、取消手配登録を行 うものとする。

2 併記免許保有者の取扱い

併記免許(複数の免許を併せて受けている場合の当該免許以外の種類の免許をいう。)を有している者に対しては、免許取得年月日欄に取消しに係る免許以外の免許取得月月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証又は抹消に係る免許情報記録のそれと同一のものとして、運転免許証を有する者にあっては新たに運転免許証を作成してこれを交付し、マイナ免許証を有する者にあっては免許情報記録の書換えを行うものとする。この場合は、免許証交付手数料及び特定免許情報記録手数料は徴収しないものとする。

なお、再試験不合格者の併記免許に係る運転免許証の交付又は免許情報記録の書換えについては、即日行うことを原則とする。ただし、出張試験等の理由により、運転免許証を有する者に対して運転免許証の即日交付ができない場合には、旧運転免許証にせん孔措置を施し、備考欄に別紙2のスタンプを押して、取り消した免許種別、有効期間(原則として指定日から30日を指定する。)等必要事項を記載し、当該有効期間内に運転免許課で新たに運転免許証の交付を受けるよう教示するものとする。この場合において、マイナ免許証も有する者に対しては、再試験手続中であること及び当該手続に係る免許情報記録の有効期間の満了する日(運転免許証の備考欄に押印する有効期間の満了する日と同日)を免許情報記録の備考欄に記録することとし、新たな運転免許証を交付する際に、当該運転免許証の記載事項と同様の内容に免許情報記録を書き換えること。

3 取消時等の教示

再試験により免許を取り消された者に対しては、次の事項を教示するものとする。

- ア 再試験による取消処分には欠格期間がないこと。
- イ 準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された場合は、6か月以内であれば、取り消された免許に係る仮免許試験の一部免除(学科及び技能)の規定の 適用を受けられること。
- ウ 再試験により免許を取り消され、イにより仮免許を取得した者に対しては、指 定自動車教習所における教習課程が設けられており、技能検定に合格すれば従来 からの課程と同様、免許試験(本免許試験)の技能試験が免除されること。
- エ 同種免許を再取得した場合は、再び初心運転者期間が適用されること。

第9 現行行政処分と再試験

再試験の通報を受けた時点において、現行行政処分の基準に該当する場合は、原則として現行行政処分上の手続を先行させることとし、停止処分が執行されることとなる場合は、停止期間後に再試験の通知を行うように措置するものとする。